基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年三月三十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十九年三月十三日

東京都国立市谷保六丁目二番地の一

東京多摩青果株式会社

代表取締役　柏　武彦

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年三月二十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十九年三月十三日

東京都中央区日本橋小伝馬町一五番一八号

デーバーインフォメーションネットワークス株式会社　代表取締役　相場　康雄

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年三月二十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式百株を三千百二十二株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十九年三月十三日

名古屋市中村区名駅一丁目一番一号ＪＰタワー名古屋

名南Ｍ＆Ａ株式会社

代表取締役　篠田　康人

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年三月十三日

栃木県小山市西城南四丁目五番地四

東洋石産株式会社

代表取締役　佐藤　修

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年三月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年三月十三日

埼玉県春日部市立野七五番地一

オリエンタル機鋼株式会社

代表取締役　三村　紀子

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年三月十三日

埼玉県春日部市増富七五四番地

大栄興産株式会社

代表取締役　茂木　健司

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年三月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年三月十三日

高松市朝日町五丁目一四番一号

松山オキシトン株式会社

代表取締役　太田　賀久

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年三月十三日

福岡市博多区千代一丁目一三番一二号

株式会社いちふく

代表取締役　松浦　憲吾

限定承認公告

本籍埼玉県さいたま市見沼区東大宮二丁目四九番地八、最後の住所埼玉県桶川市寿二丁目一番二〇号伊藤光江方

被相続人　亡　古澤　正好

右被相続人は平成二十八年九月二十六日死亡し、その相続人は平成二十九年二月二十七日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十三日

埼玉県さいたま市岩槻区裏慈恩寺八二番地九二

相続財産管理人　古澤　稔正

限定承認公告

本籍千葉県大網白里市金谷郷一五一番地、最後の住所千葉県大網白里市金谷郷一五一番地

被相続人　亡　中村　朗

右被相続人は平成二十八年十二月推定十八日から二十日の間に死亡し、その相続人は平成二十九年二月二十八日千葉家庭裁判所八日市場支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十三日

千葉県千葉市花見川区幕張本郷七丁目九番地二一号コーポ精楽一〇三

限定承認者　中村　智子

限定承認公告

本籍東京都港区元赤坂二丁目一番、最後の住所東京都江東区越中島二丁目三番一号サンヨーパシフィックマンション三〇三

被相続人　亡　平尾　祥彦

右被相続人は平成二十八年八月二十八日死亡し、その相続人は平成二十九年三月三日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十三日

東京都昭島市松原町一丁目一〇番二一号

相続財産管理人　平尾　卓也

限定承認公告

本籍埼玉県上尾市中妻三丁目一七番地三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　境田　隆一

右被相続人は平成二十八年五月九日死亡し、その相続人は平成二十九年二月二十七日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十三日

東京都調布市布田二丁目三五番一号石原ビル二階シャローム法律事務所

限定承認者　境田安壽子

代理人弁護士　藤澤　整

限定承認公告

本籍東京都大田区蒲田四丁目一六番地三、最後の住所東京都青梅市根ヶ布二丁目七二四番地聖明園寿荘

被相続人　亡　鈴木みよ子

右被相続人は平成二十八年十一月十四日死亡し、その相続人は平成二十九年三月二日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十三日

東京都中央区日本橋三丁目三番一一号第一中央ビル六階第一中央法律事務所

限定承認者　辰尾　茂子

代理人弁護士　近藤　早利

取消公告

平成二十九年三月九日（号外第四十七号）掲載のＪＡＰＡＮ　ＢＩＣＹＣＬＥ　ＮＥＴＷＯＲＫ株式会社に係る解散公告は取消します。

平成二十九年三月十三日

扱　店

正　誤

平成二十九年三月九日（号外第四十七号）中（印刷誤り）

目次及び本文において、「**府令・省令**」を「**府令・復興庁令・省令**」に改める。

ページ	段	行	誤	正
五八	下	二〇～一九	終りから	南緯八十度以南の水域又は南緯八十度以北の水域の海域を航行するものに限る
五九	〃	九	終りから	損傷時の復原性
〃	〃	六	終りから	第五条の三の二
六〇	〃	八	〃	第六十六条の二
六二	〃	一六	〃	intermediate

（原稿誤り）

平成二十八年十二月二十八日（号外第二百八十八号）公布国土交通省令第八十八号（船舶機関規則等の一部を改正する省令）

（印刷誤り）

六九	下	一〇～九	終りから	第五号
七〇	下	二	終りから	第三条
七五	下	一三		操舵位置

同日（同号外）国土交通省告示第千四百四十号（船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示等の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

七五	下	一三	第三条第一項
七六	上	一三	操舵位置

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月十三日付第四九号一九八年十二月七日付参会第一

二ページ●同日付政府調達第四八号五六ページ●二十六号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）